

## 教育の基本に関する法規 ～教育基本法

<教育基本法 第1条> 教育の目的…教育全体の目的(学校だけでない)

→ 「人格の完成」:同じ教基法の条文内に登場する「人格」に注目!

「人格形成の基礎を培い」(第11条:幼児期の教育)

「自己の人格を磨き」(第3条:生涯学習)

…「人格」はまず(学校教育で)「形成」し、その後「磨き」あげて「完成」へ

★目的:「国家社会の形成者(社会性)」と「心身ともに健康な国民(個人性)」の育成

<教育基本法 第2条> 教育の目標…教育全体の目標(学校だけでない)「目的」と「目標」はセット!

「学問の自由(憲法第23条)」=個人の権利を尊重

一.「幅広い知識と教養」=知、「豊かな情操と道徳心」=徳、「健やかな身体」=体

→「生きる力」関連

二.「個人性」関連:「個人の価値」「能力」「創造性」「自主及び自律の精神」

「職業及び生活との関連」「勤労を重んずる態度」(キャリア教育)

三.「社会性」関連:「正義と責任」「男女の平等」「自他の敬愛と協力」(普遍的課題)

「公共の精神」 (新規的課題)

四.「生命」「自然」「環境の保全」…体験的活動 : 豊かな人間性の育成

五.「愛国心」関連 :

「伝統と文化」の尊重・「それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」

→「他国を尊重」し「国際社会の平和と発展に寄与する」態度を養うために必要

<教育基本法 第3条> 生涯学習の理念(新規追加)

「自己の人格を磨き」 : 第1条との関連

「あらゆる機会にあらゆる場所において」 : 条件整備

「その成果を適切に生かすことのできる社会」 : 資格・就職などへの接続性

<教育基本法 第4条> 教育の機会均等

① 「憲法第26条①」+「憲法第14条」 : 違いに注目!

…「その能力に応じ」←→「ひとしく」の位置関係

「経済的地位」に対する保障の重要性 : 第3項へ

② 「特別支援教育」の理念 : その障害の「状態」に応じ…「程度」「種類」ではない

③ 「奨学」 : 第1項の「経済的地位」による不平等解消のための手立て

…「経済的理由」により「修学困難」な者に対して

→ 「修学」 : 学を修める(終える)まで=入口から出口までサポート

「就学」 : 全ての子にとっての教育の入口=義務教育の入口=小学校入学

<教育基本法 第5条> 義務教育

① 普通教育を受けさせる義務 : 「憲法第26条②(前半部)」の具体化

…「別に法律で定めるところにより」=学校教育法第16条(「9年」)

② 義務教育の目的 : “個人性”…「自立的に生きる基礎」 → 第2条の「自律」との違いに注意!

“社会性”…「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」

③ 国と地方の連携(義務教育行政) : 「適切な役割分担および相互の協力」 “機会保障”と“水準確保”  
↑ 責任の明確化

④ 義務教育の無償 : “国立・公立”の“授業料”のみ

+ “国立・公立・私立”の“教科書”も無償 (「教科書無償(措置)法」による規定)

#### <教育基本法 第6条> 学校教育

① 「法律に定める学校」=学校教育法1条に定める8種類の学校 “一条校” : 第9条①、第14条②

→ 「公の性質」を有する … 「公の支配」(憲法第89条)との関連に注目!

学校の“設置者” : 国・地方公共団体(都道府県・市町村)・「法律に定める法人」(=学校法人)

② 学校 … 「心身の発達」に応じた「体系的」「組織的」な教育を行う場

→ 「規律」(=社会性)と「意欲」(=個人性)の重視

#### <教育基本法 第7条> 大学

① 「学術の中心」 : “高い教養と専門的能力” “真理の探究と新たな知見の創造” “社会貢献”

② 大学の特性(他校種との違い) : ↑「教育」 と ↑「研究」

大学の“自治”の伝統 : 「自主性」「自律性」

} の尊重

#### <教育基本法 第8条> 私立学校

「公の性質」 : 第6条①と同義

「自主性」の尊重 : 私学の“自由” … 「宗教教育」の自由(=第15条②)など

#### <教育基本法 第9条> 教員

「使命」と「職責」が共通キーワード

① 「法律に定める学校」(第6条①と同義)の教員 … 絶えず「研究」と「修養」(=“研修”)に励む義務

② 「身分の尊重」「待遇の適正」「養成と研修の充実」… 養成・採用・研修 → 教員の資質向上策

#### <教育基本法 第10条> 家庭教育

① “子”(「子女(憲法)との違いに注意!」)の教育に対する“第一義的責任”

… “生活習慣”(“学習習慣”は学校教育)と“自立心”(しようとする気持ち)の育成

② 国と地方の役割(家庭教育行政) : 家庭教育の「自主性」(=親の方針など)の尊重

↑ “コーディネート” … 「学習の機会及び情報の提供」その他の施策

#### <教育基本法 第11条> 幼児期の教育

「人格形成の基礎」を培う : 第1条・第3条との関連

国と地方の役割(幼児教育行政) : 「良好な環境の整備」その他適当な方法 … “条件整備”行政

#### <教育基本法 第12条> 社会教育

① 広義の社会教育 : 「個人の要望」「社会の要請」

② 狭義の社会教育 : “社会教育法”に規定する(実質的な)社会教育

→ 「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置」  
→ 「学校の施設の利用」 = “学校開放”  
コーディネート … 「学習の機会及び情報の提供」 その他適当な方法 = 第10条と同義  
→ 主として「組織的」な教育活動を対象 … 個人的な活動は対象外

<教育基本法 第13条> 学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力

「役割」と「責任」の自覚 → 「相互の連携及び協力」 … “連携” ← 「役割」分担 = 責任の明確化

<教育基本法 第14条> 政治教育

- ① 「良識ある公民として必要な政治的教養」： 偏りのない政治教育 … 知識・教養として学ぶ必要
- ② 「法律に定める学校」(第6条①と同義) … 「特定の」(=偏りのある)政治教育・活動は禁止  
“政治的中立性” → 国立・公立・私立 いずれも 不可

<教育基本法 第15条> 宗教教育

- ① 宗教に関する「寛容の態度」「一般的な教養」「社会生活における地位」： 偏りのない宗教教育  
… “知識・教養”のみならず、“文化”や“習慣”とも密接に関連
- ② 「国及び地方公共団体が設置する学校」 … 「特定の」(=偏りのある)宗教教育・活動は禁止  
“宗教的中立性” → 国立・公立 は不可 / 私立 は 偏っても可  
↑ 私学の自由(第8条)

<教育基本法 第16条> 教育行政

- ① 「不当な支配」に服することなく： 教育行政の“独立性” … 戦前からの反省  
国と地方の「適切な役割分担および相互の協力」(第5条③と同義、第13条と関連) = 責任の明確化
- ② 国の役割： 「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上」
- ③ 地方の役割： 地域の「実情に応じた教育」(第17条②と関連)政策の策定・実施

<教育基本法 第17条> 教育振興基本計画

「～基本法」と「～基本計画」をセットに → 法改正無しでも理念の具体化・社会変化への対応等に臨める

- ① 政府(=内閣)： 「基本的な方針」(10年分)及び「講ずべき施策」(5年分) その他必要な事項  
… 計画策定・国会報告・公表の義務
- ② 地方公共団体： 地域の「実情に応じた」(第16条③と関連)基本的計画 … 計画策定の努力義務

<教育基本法 第18条> 法令の制定

法：法律 = 立法府(=国会)が定める法規

令：命令 = 法律の規定の範囲内で行政府(=内閣、各省大臣など)が定める法規

…「法律主義」の確認